

## 生活規程

### ◎服装・頭髪等について

#### 1 男子制服

##### (1) 冬季制服

- ① 指定のブレザー，スラックス，長袖シャツにネクタイをつけること。
- ② 気候に対応して長袖シャツの上に指定セーター（黒または白）を着てもよい。

##### (2) 夏季略装

指定の半袖シャツ（長袖可），スラックスとする。

- (3) 靴下は華美でないものを着用する。
- (4) 長袖または半袖シャツの下に着る服装については，華美でないものとする。
- (5) ベルトは，無地の黒または茶とする。

#### 2 女子制服

##### (1) 冬季制服

- ① 指定のブレザー，スカートまたはスラックス，長袖シャツにネクタイをつけること。
- ② 気候に対応して長袖シャツの上に指定セーター（黒または白）を着てもよい。

##### (2) 夏季略装

指定の半袖シャツ（長袖可），スカートまたはスラックスとする。

- (3) 靴下は華美でないものを着用する。タイツは黒・ベージュ等華美でないものとする。
- (4) 長袖または半袖シャツの下に着る服装については華美でないものとする。

#### 3 頭髪等

身だしなみは，常に清潔に整える。パーマや染色及び化粧やピアス等のアクセサリは禁止する。

冬季制服



夏季略装



### ◎欠席・遅刻・早退等について

- 1 欠席・欠課・遅刻・早退をする場合には、保護者等から学級担任に届け出ること。
- 2 登校した後、終業時間以前に校地外に出る場合には、学級担任に届け出て外出の許可を得なければならない。
- 3 公欠は次の場合とし、所定の手続きを経て学級担任に申し出ること。
  - (1) 校長が認めた文化部・体育部の対外行事や各種大会等に参加する場合
  - (2) 学級担任・授業担当者の指示により授業を欠く場合
  - (3) 進学や就職のための試験や選考を受ける場合
  - (4) 学校が指定する就職に関する説明会や企業訪問に参加する場合
  - (5) 公共交通機関の乱れなど、不可抗力による場合
- 4 出席停止・忌引等による欠席の場合は、出席すべき日数より除くものとする。忌引日数は次のとおりとする。

父 母	祖父母・兄弟姉妹	伯叔父母・姪・甥・曾祖父母
7日	3日	1日

上記日数は休業日を含む

### ◎校外生活について

- 1 旅行
  - (1) 宿泊を伴う旅行等の場合は、学級担任に届け出ること。
  - (2) JR の学生割引乗車券を購入するための「学生旅客運賃割引証（学割証）」は、定められた目的の範囲内においてのみ交付される。学割証の交付を申請する者は、所定の交付願に保護者等の押印のうえ、学級担任の確認を経て事務室に請求すること。
- 2 アルバイト
  - (1) アルバイトは許可制とし、保護者から「アルバイト許可願」が提出された場合は、学業に支障のないことを条件にこれを許可する。
  - (2) アルバイトを許可された者は、あらかじめ学級担任に相談して指導を受けた後、「アルバイト届」を提出すること。
  - (3) 深夜業務や危険業務、酒類の提供や接客など高校生にとって風紀上好ましくない業務に就くことは禁止する。

### ◎交通規定について

- 1 自転車通学
  - (1) 自転車通学をする者は、「自転車通学届」を学級担任に提出し、ステッカーの交付を受けること。

- (2) 自転車はあらかじめ防犯登録をしたうえで学校のステッカーを貼り、施錠・ブレーキ・ライト等、正しく整備されたものを使用すること。
- (3) 登校後、自転車を所定の駐輪場所に整理して置くこと。
- (4) 通学時には道路交通法等の交通法規をよく守り、以下の危険運転や交通違反をしないこと。
  - ① 二人乗り
  - ② 傘さし運転
  - ③ 並列走行
  - ④ 携帯電話やスマートフォン、音楽機器を使用しながらの運転
  - ⑤ 信号無視や通行区分の違反
- (5) 冬期間の自転車通学は、危険を伴うため十分に注意する。なお、降雪や路面凍結の時は、自転車での通学はしないこと。

## 2 バイク運転

- (1) ここでいうバイクとは、排気量 50 cc未滿の原動機付自転車（原付バイク）を指す。
- (2) 免許取得は「原付免許」のみとし、小型自動二輪以上の免許取得は禁止する。
- (3) 免許取得には保護者等の承諾を必要とし、取得は原則として長期休業期間中または休業日に限る。
- (4) 原付免許を取得した者は、取得後速やかに「原付バイク運転免許取得届」を学級担任に提出して指導を受けなければならない。
- (5) バイクを運転する際には、必ずヘルメットを着用し、道路交通法等の交通法規をよく守り安全に運転すること。ヘルメットはジェット型もしくはフルフェイス型のものを着用し、半キャップ型のものを使用しないこと。
- (6) バイクによる通学は禁止する。（最寄りの駅・停留所までも同様）

## 3 自動車運転

- (1) 自動車運転免許（普通一種免許）の取得は3年生に限定する。
- (2) 保護者等の承諾のもと、自動車免許を取得する者は、あらかじめ「自動車運転免許取得願」を学級担任に提出しなければならない。
- (3) 自動車教習所への入校は、夏季休業日の最初の日以降とする。免許取得は、原則として長期休業期間中または休業日に限る。
- (4) 自動車運転免許を取得した者は、取得後速やかに「自動車運転免許取得届」を学級担任に提出して指導を受けなければならない。
- (5) 自動車による通学は禁止する。（最寄りの駅・停留所までも同様）

◎その他

1 携帯電話・スマートフォン等電子機器の使用について

- (1) 携帯電話・スマートフォン等電子機器は、S H R開始前に電源を切り、ロッカーに入れ、清掃終了までしまっておく。
  - (2) 使用または所持していた場合には、学級担任が預かり指導する。
  - (3) 普通教室棟1階（生徒玄関を含む）では常時使用を禁止する。
- 2 授業時間外に校舎・校具を使用する場合には、学級担任または担当職員の許可を得ること。
- 3 次の場合には、事前に学級担任または担当職員に相談して指導を受けること。
- (1) 集会や催し物の主催，校外集会への参加
  - (2) 校内での放送や文書の印刷・掲示・配付
  - (3) 各種調査や対外的な折衝，金銭の徴収